（登録飼養衛生管理者名簿に登載する事項）

第七条　法附則第六条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤

二　登録飼養衛生管理者研修の修了年月日

三　その他登録に際し必要な事項

（登録の更新）

第八条　法附則第六条第三項の規定による登録の更新（以下この条において「更新」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所

二　登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域

三　修了した同条第四項の農林水産省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）の種類及び修了年月日

四　その他更新に際し必要な事項

（更新研修）

第九条　更新研修は、登録飼養衛生管理者として、必要な知識及び技術の維持及び向上を図ることを目的として行われるものとする。

2　更新研修は、動物用生物学的製剤の種類ごとに、当該動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むものとする。

（登録の変更の届出事項）

第十条　法附則第七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　住所

二　登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域

三　その他登録に際し必要な事項

（名簿の登録の訂正等）

第十一条　都道府県知事は、法附則第七条の規定による届出があつたとき、又は法附則第八条の規定による登録飼養衛生管理者の登録の取消しをしたときは、登録飼養衛生管理者名簿の当該登録飼養衛生管理者に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録飼養衛生管理者名簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

附　則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。

○農林水産省令第二号
環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高